

資格区分およびコード番号（確認書類）				建設業の種類																																			
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	シ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解							
建築士法 『建築士試験』	免許証	一級建築士	37	◎	◎			◎		◎	◎								◎																				
		二級建築士	38	○	○			○		○										○																			
		木造建築士	39		○																																		
技術士法 『技術士試験』	登録証	(部門)・『選択科目』																																					
		建設・総合技術監理(建設)	41	◎			◎		◎				◎	◎										◎													◎		
		建設『鋼構造及びびコンクリート』・総合技術監理(建設『鋼構造及びびコンクリート』)	42	◎			◎		◎			◎	◎	◎										◎														◎	
		農業『農業農村土木』・総合技術監理(農業『農業農村土木』)	43	◎			◎																																
		電気電子・総合技術監理(電気電子)	44						◎														◎																
		機械・総合技術監理(機械)	45																			◎																	
		機械『熱・動力エネルギー機器』又は『流体機器』・総合技術監理(機械『熱・動力エネルギー機器』又は『流体機器』)	46								◎											◎																	
		上下水道・総合技術監理(上下水道)	47								◎																												◎
		上下水道『上水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道『上水道及び工業用水道』)	48								◎																◎												◎
		水産『水産土木』・総合技術監理(水産『水産土木』)	49	◎				◎							◎																								
		森林『林業・林産』・総合技術監理(森林『林業・林産』)	50																						◎														
		森林『森林土木』・総合技術監理(森林『森林土木』)	51	◎				◎																	◎														
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	52								◎																												
衛生工学『水質管理』・総合技術監理(衛生工学『水質管理』)	53								◎																													◎	
衛生工学『廃棄物・資源循環』・総合技術監理(衛生工学『廃棄物管理・資源循環』)	54								◎																												◎		
電気工事士法 『電気工事士試験』	免状	第一種電気工事士	55						○																														
		第二種電気工事士 【実務3年】	56						○																														
電気事業法 『電気主任技術者国家試験等』	免状	電気主任技術者(第1種～第3種) 【実務5年】	58						○																														
		電気通信主任技術者 【実務5年】	59																					○															
電気通信事業法 『電気通信主任技術者試験』	資格者証	工事担任者<注意事項13> 【実務3年】	35																																				
		給水装置工事主任技術者 【実務1年】	65							○																													

技術者の資格（所定学科）表

法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学*（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学 又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学*又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学*又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学*、建築学*、機械工学*、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学*又は機械工学*に関する学科
板金工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科
防水工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学*、機械工学*又は電気工学*に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
造園工事業	土木工学*、建築学*、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学*、鉱山学、機械工学*又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科

※ 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後3年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。また、表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後5年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。

ただし、**指定建設業**および**電気通信工事業**については適用外となります。

検定種目	指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(4) 誠実性の要件（法第7条第3号および第15条第1号）

建設業は注文生産であるため、その取引の開始から終了までの期間が長く、通常前払いなどの金銭の授受が慣習化しており、信用を前提として行われるため、この要件が必要です。

項 目	一 般 建 設 業 【法第7条第3号】	特 定 建 設 業 【法第15条第1号】
請負契約に関し、 不正 または不誠実な行為 ^{注1} をするおそれが明らか な者でないこと	<p>【個人の場合】 その者又は一定の使用人</p> <p>【法人の場合】 法人又はその役員等^{注2}もしくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。）が左に該当すること。</p>	同 左

注1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結または履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

注2) 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等）または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

注3) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等および一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者および一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正または不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとします。

注4) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合または注3のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとします。